

第2章 計画の策定の背景

1. 国の動き

- 平成6(1994年) 4月 子どもを保護の対象としてだけでなく、人権の主体として認め、それを保障する「児童の権利に関する条約」が批准される。
- 12月 『エンゼルプラン』（今後の子育て支援のための施策の基本的方向について）が策定される。そこでは、平成7年度を初年度とする「緊急保育対策等5か年事業」も策定される。
- 平成8(1996年) 3月 制定後50年が経過する児童福祉法の改正も視野に入れた、児童福祉施策の抜本的な見直しに向けて、中央児童福祉審議会による検討が始められる。
- 平成9(1997年) 6月 児童福祉法等の一部を改正する法律が公布される。そこでは、保育所への入所が、措置から、利用者と保育園との契約によるものへと改められている。
- 平成10(1998年) 4月 児童福祉法（改正）が施行される。
- 平成11(1999年) 12月 新エンゼルプランが策定される。
- 平成14(2002年) 9月 「少子化対策プラスワン」が発表される。
- 平成15(2003年) 7月 「次世代育成支援対策推進法」が制定される。

2. 埼玉県の動き

- 平成8(1996年) 4月 「埼玉県子育て支援総合計画」が策定される。
- 平成12(2000年) 3月 「彩の国エンゼルプラン・後期計画」が策定される。

3. 三芳町の動き

- 平成6(1994年) 3月 「福祉計画」が策定される。
- 平成12(2000年) 3月 「福祉計画」が見直しされる。
- 平成16(2004年) 1月 「次世代育成支援に関するニーズ調査」が実施される。